

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、この約款の定めるところにより、この約款に定める事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

第2条 本契約は、原則として、旅行者の都合により本契約を締結したときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる送迎又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が当該旅行に必要とする旅行代金の額を定める旅行計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行する、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

この約款で「通称」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社代理で販売する会社提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会社との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく法的な権利義務を、当該提携会社が法的に継承するものとすることをいいます。第1項の規定にかかわらず、当該募集型企画旅行の旅行代金は第12条第1項、第16条第1項、第19条第2項に定める方法により支払うことと内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行に基づき旅行者の申込み又は払戻権を履行すべきをいいます。

（旅行代金の管理）
第3条 募集型企画旅行契約において、旅行者は当社が定める旅行代金に従って、送迎、宿泊等その他の旅行サービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるとし、手続し、旅程を管理することを行います。

第2章 契約の締結

（契約の申込み）

第5条 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）を所定の事項を記入の上、当社が指定する金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第6条 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下「申込内容」といいます。）を当社に提出し、申込金を提出するものとします。

第7条 第1項の申込みは、旅行代金又は取消料若しくは前項の一部として取り扱われ、募集型企画旅行の申込に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ておくべきこととし、当社が可能な範囲において対応します。

第8条 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（電話による申込み）
第9条 当社が電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みを受け、申込みの趣意を承知し、申込みの趣意を承知した上で、当社が定める期間内、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込みと申込金を提出し又は会員番号を通知しなければならず、前項の定めるところにより申込みと申込金の提出があったとき又は会員番号の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の趣意は、当該予約の受付履歴によるものとします。

第10条 旅行者が第1項の期間内に申込みを提出しない場合又は会員番号を通知しない場合は、当社が、予約がなかったものとして取り扱います。

（契約締結の拒否）

第11条 当社が、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に同意しない場合があります。

(1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき
(2) 応募旅行者が募集予定数に達したとき
(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
(4) 通称契約を締結しようとする場合であって、旅行者が有するクレジットカードが無効である若しくは旅行者の旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき
(5) 旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者又は総会若しくはその他の反社会的勢力に属する者であるとき
(6) 旅行者が、当社に対して暴力的要求をし、また不当要求行為、別項に於いて脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
(7) 旅行者が、脱税や脱税行為、偽造や偽造行為を用いて若しくは不正の手段を用いて当該旅行を申し込み若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
(8) その他当社の業務上の都合があるとき

（契約の成立時期）
第12条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受領した時点で成立します。

第13条 旅行者は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）
第14条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受領した時点で成立し、旅行代金及び旅行条件並びに旅行者に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

第15条 当社が募集型企画旅行契約により手続し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載することとします。

（募集型企画旅行の範囲）
第16条 前条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、送迎若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合は、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示し重要な送迎機関の名称を記載した上で、当該契約書面に旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって1日目に当たる日）以降に募集型企画旅行の申込みがあった場合においては、旅行開始日までの当該契約書面に定められた、これらの確定された契約書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

第17条 前項の確定書面に記載された契約書面（以下「確定書面」といいます。）がなかったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に回答します。

第18条 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手続し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載することとされます。

（情報提供の義務）
第19条 旅行者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとする旅行者は、旅行に関する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の他の旅行サービス及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報提供の義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の確定書面に記載することとします。

（旅行代金の管理）
第20条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないものとします。

第21条 旅行者は、前項の定められた期日までに、当社が所定の伝票に旅行者の署名なしで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日として契約成立したときは、第3章「契約の変更」

第3章 契約の変更

第22条 募集型企画旅行を実施するに当たって利用する送迎機関について変更を受ける運賃・料金（以下「本条において「適用運賃・料金」といいます。）若しくは経路等の変化するよう、募集型企画旅行の募集の際に明示した条件において有効なものと公示されている適用運賃・料金に比べて、適用変更される金額を大幅に超過し又は大幅に減少する場合は、適用変更は認められず、変更される金額の範囲内で旅行代金を調整し、又は変更することとなります。

第23条 前条の規定にかかわらず、旅行代金を超過するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

第24条 前条の規定にかかわらず、旅行代金を減少するときは、前項の定めるところにより、その減少額に応じて旅行代金を減額します。

第25条 前条の規定に基づき募集型企画旅行の実施に要する費用（適用運賃・料金の規定の範囲に於いての運賃を支払った旅行者サービスに対して取消料、運賃料その他の支払いは、これらに含められず）が、前項の確定書面に記載された金額を超過する場合は、適用運賃・料金の増加、送迎・宿泊機関等が当該旅行サービスが発生しないにもかかわらず、送迎・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が生じたことによる場合を除く。には、当該契約内容の変更の際にその範囲において旅行代金を変更することとなります。

第26条 前条の規定にかかわらず、旅行代金が増減されたときは、適用運賃・料金の増加、送迎・宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した後に、募集型企画旅行契約の成立後に旅行者の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

（旅行者の交替）
第27条 募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

第28条 旅行者は、前項の定められた期日までに、当社が所定の伝票に前項の事項を記入の上、所定の金額の手続きとともに、当社に提出しなければなりません。

第29条 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、譲渡した地位を譲渡した第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

第30条 募集型企画旅行を実施するに当たって取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通称契約を解除する場合においては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

第31条 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 当社として契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が別項第2項（左欄）に掲げられたものの重要なものであるべきに限り、また、

(2) 第14条第1項の規定に基づき旅行代金が増減されたとき、

(3) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき、

(4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の規定に基づき確定書面を交付しなかったとき、

(5) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき、

第32条 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらずに契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったときは、又は当該旅行サービスを受領したとき、当該旅行サービスを受領し、取消料を当社に支払ったときは、当該旅行サービスの提供を受けることができなくなった部分の契約を解除することができます。

第33条 前項の規定にかかわらず、旅行者は、旅行代金の他の旅行者との負担を受けることができなくなった部分において、旅行者に既に支払った。ただし、前項の場合が当該旅行者の責に帰すべき事由によるものである場合には、当該旅行サービスに対して取消料、運賃料その他の既に支払った、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解除権）
第34条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、旅行開始前募集型企画旅行契約を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき
(2) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
(4) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
(5) スキーを目的とする旅行における必要となる降降雪量の旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示したものが成就しないとき
(6) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(7) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(8) 前項の締結した募集型企画旅行に関するクレジットカードが無効になったとき
(9) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(10) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第35条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第36条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第37条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第38条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第39条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第40条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第41条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第42条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第43条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第44条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第45条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第46条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第47条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第48条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第49条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第50条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第51条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第52条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第53条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第54条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第55条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第56条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第57条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第58条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第59条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第60条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第61条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第62条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、

当該募集型企画旅行において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者に対し、前条第1項に定める取消料に相当する額の取消料を支払わなければならないものとします。

第63条 募集型企画旅行を実施するに当たって募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては13日目に（海外旅行については、3日目に）当たる日より前に、海外旅行にあっては23日目に（別項第3項に規定する期日）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知し、

（当社の解除権）
第64条 募集型企画旅行契約を締結し、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することができるものとします。

(1) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(2) 天災地変、戦乱、暴動、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能なおそれがあるとき
(3) 旅行者が前条第5項から第7号までのいずれかに該当する旨を明示したとき
(4) 前条第12条第2項の募集型企画旅行の期日までに旅行代金を支払わなかったとき、